

# 下水道使用料改定について

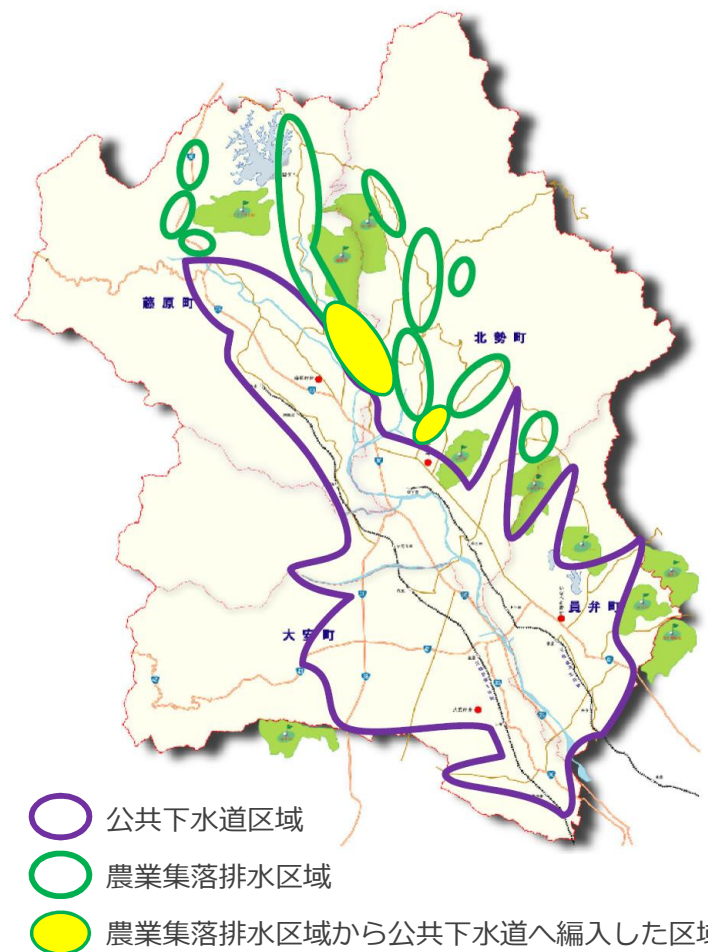
いなべ市水道部水道総務課

# いなべ市下水道事業の概要

(令和5年3月末現在)

- ▶ 公共下水道区域 (2203.7ha/2289.9ha) → 県流域下水道へ接続し北部浄化センター(川越町)で一括処理
- ▶ 農業集落排水区域 (216.1ha/216.1ha) → まとまった地区ごとに集合処理  
農業集落排水から公共下水道へ編入した区域
  - H31.4 中里南部地区(長尾・日内・下相場・上川合)
  - R4.4 貝野川右岸地区(飯倉・西貝野)
  - R6.4 東貝野地区(東貝野) ※統合予定
- ▶ 普及率 98.5% (処理区域内人口 44,010人 / 行政区域内人口 44,691人)
- ▶ 水洗化率 97.0% (接続人口 42,708人 / 区域内人口 44,010人)
- ▶ 年間処理水量 538万<sup>3</sup>m (公共下水 499万<sup>3</sup>m、農集 39万<sup>3</sup>m)
- ▶ 総事業費 484億円 (公共下水 393億円、農集 91億円)

下水道区域図

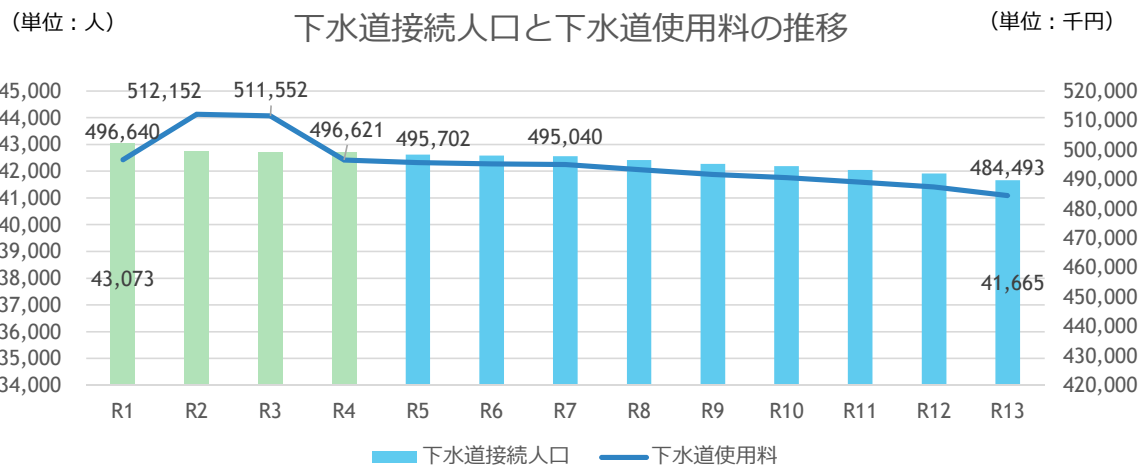


# 下水道事業の課題

- ・ 今後人口減少により使用料収益が減少
- ・ 下水道施設の老朽化により維持管理費が増加
- ・ 耐用年数の経過による設備更新時期の到来

# 機器設備の更新

- ・ マンホールポンプ設備の更新  
市内321箇所（耐用年数15年）
- ・ 農業集落排水処理施設の更新 建設から30年が経過  
（機械設備の耐用年数は15年）
- ・ 管路施設の更新 管路 約523km（耐用年数50年）
- ・ マンホール蓋 約19,000箇所（耐用年数15年）



## 老朽化の状況

(1) 有形固定資産減価償却率			
		平成31 (2019) 年度	令和3 (2021) 年度
実績	公共	39.99% (24.10%)	43.24% (21.94%)
( ) は類似団体平均	特環	40.49% (24.68%)	43.04% (22.79%)
	農集	50.63% (23.06%)	53.81% (28.12%)
指標の説明	保有する有形固定資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す。施設全体の老朽化度合いがわかる。		
算定式	有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 × 100		

# 経費削減努力

- ▶ 人件費の削減

  - H18.4 組織の統合 2課を1課に

  - H27.10 業務の一部を民間委託

- ▶ 維持管理経費の削減

  - 農業集落排水地区の公共下水道への編入統合

    - (全12処理施設のうち、2地区を公共下水道へ編入、さらに2地区の編入を計画中)

  - 不明水対策（現地調査、カメラ調査、管の更生工事）

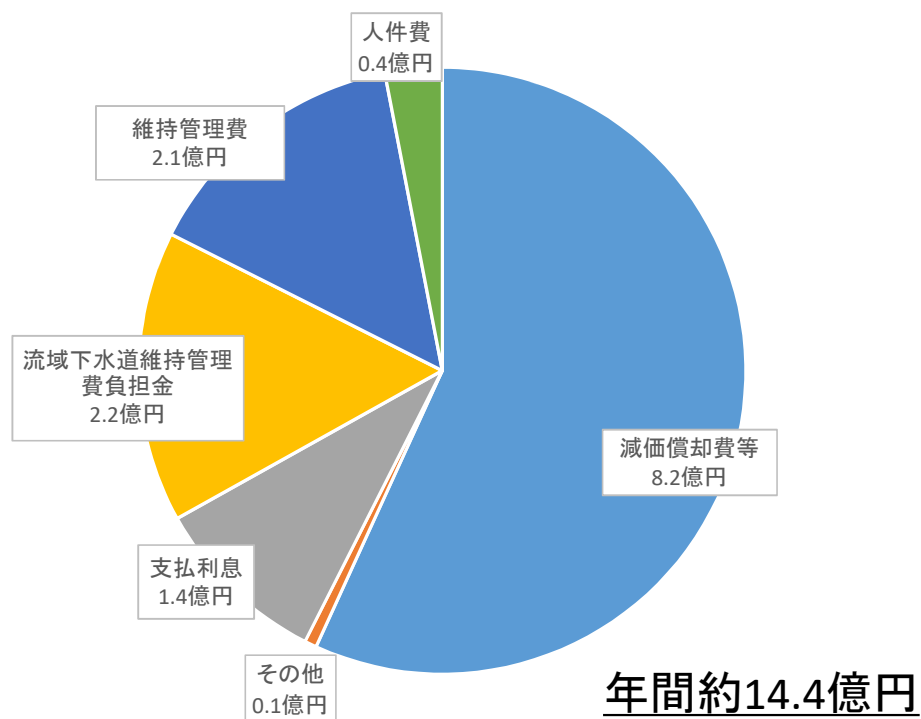
- ▶ 下水道未接続者の解消

- ▶ 補助制度の活用

- ▶ 経営基盤の強化 特別会計から企業会計（法適用）へ

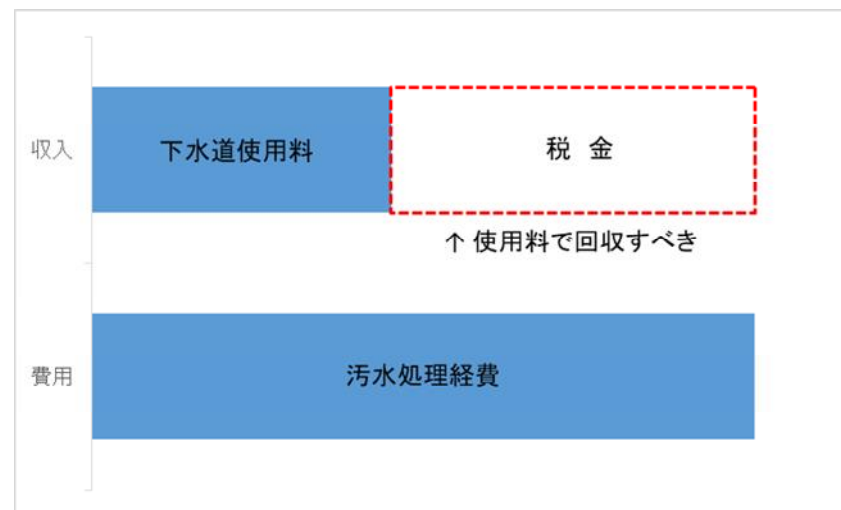
# 汚水を処理するために 必要となる費用

令和4年度決算より



# 下水道使用料の現状

- ▶ 下水道管や下水処理場の維持管理費や、建設費などの経費（汚水処理経費）は、下水道を使用した人が下水道使用料を支払うことで賄うべきとされています。
- ▶ いなべ市では、汚水処理経費に対し、下水道使用料が足りていない状況が長く続いており、不足分は税金（公費）で負担しています。



# 下水道使用料改定の必要性

- ▶ 独立採算制の原則 公費で負担すべき費用を除き、維持管理費と資本費の全額を使用料で賄うべき
- ▶ 一般会計からの繰入金（税金での補てん）の減額
- ▶ 今後、施設等更新に多額の費用が必要となる一方、人口減少等により使用料収入の増加は見込めない
- ▶ 汚水処理原価 252円 に対し 使用料単価 112円 （令和4年度決算より）

⇒ 使用料の改定が必要

# 下水道使用料の水準

- ▶ 汚水処理原価 252円 に対し 使用料単価 112円 (令和4年度決算より)
- ▶ 国は下水道使用料単価を最低でも 150円/m<sup>3</sup> 以上とすることを求めている  
→下水道使用料単価は、有収水量1m<sup>3</sup>あたりの下水道使用料収入を示す

平成17年1月21日全国財政課中央・市町村課長合同会議資料  
「現在の使用料単価で汚水処理原価を回収できない事業にあつては、  
まずは使用料単価を150円/m<sup>3</sup>（家庭用使用料3,000円/20m<sup>3</sup>・月）に引き上げること」

平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知  
「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置について、最低限行うべき経営努力として、  
使用料徴収月3,000円/20m<sup>3</sup>を前提として行われていることに留意すること。」

- ▶ 令和7年度以降の国庫補助金の重点交付要件化（150円/m<sup>3</sup>以上）

⇒ 国が示す1m<sup>3</sup>あたり 150円 の最低基準額を満たすよう改定

# 下水道使用料の改定

- ▶ いなべ市上下水道事業運営審議会に下水道使用料のあり方について諮問
  - ・ 令和4年7月から8月にかけて審議が行われ、答申を受けました
  - ・ 答申では、現在の使用料単価112 円/m<sup>3</sup>から国が示す基準の使用料単価150円/m<sup>3</sup>を満たす水準に改定する必要があることや、使用者への急激な負担を緩和する方法として、段階的な改定を検討することなどが示されました。
- ▶ 答申の結果を踏まえた下水道使用料改定案が令和4年12月のいなべ市議会で審議、可決（いなべ市下水道条例の一部改正）
  - ・ 下水道使用料の改定は、激変緩和のため2段階にわけて実施（令和6年4月及び令和7年4月）



# 段階的な改定を実施します

	水量区分	現在	1回目		2回目	
			令和6年4月から	現在との差額	令和7年4月から	1回目との差額
基本使用料	2か月分	1,000 円	1,200 円	200 円	1,400 円	200 円
超過使用料 (1m <sup>3</sup> 当り)	1m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	30 円	40 円	10 円	40 円	0 円
	21m <sup>3</sup> ~ 60m <sup>3</sup>	110 円	130 円	20 円	150 円	20 円
	61m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	125 円	150 円	25 円	170 円	20 円
	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	140 円	160 円	20 円	190 円	30 円
	201m <sup>3</sup> ~ 500m <sup>3</sup>	155 円	180 円	25 円	210 円	30 円
	501m <sup>3</sup> ~ 1000m <sup>3</sup>	170 円	200 円	30 円	230 円	30 円
	1001m <sup>3</sup> ~	185 円	220 円	35 円	250 円	30 円

(消費税別)

# 改定前と改定後の料金計算例

使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用人数等の目安	現行		
		水道料金	下水道使用料	上下水道料計
20	1～2人	1,980	1,760	3,740
45	2～4人	6,105	4,780	10,885
60	3～5人	8,580	6,600	15,180
80	4～6人	12,100	9,350	21,450
100	5～7人	15,620	12,100	27,720
500	事業所等	99,220	78,650	177,870
1,000		203,720	172,150	375,870
3,000		621,720	579,150	1,200,870

※今回は水道料金の改定はありません

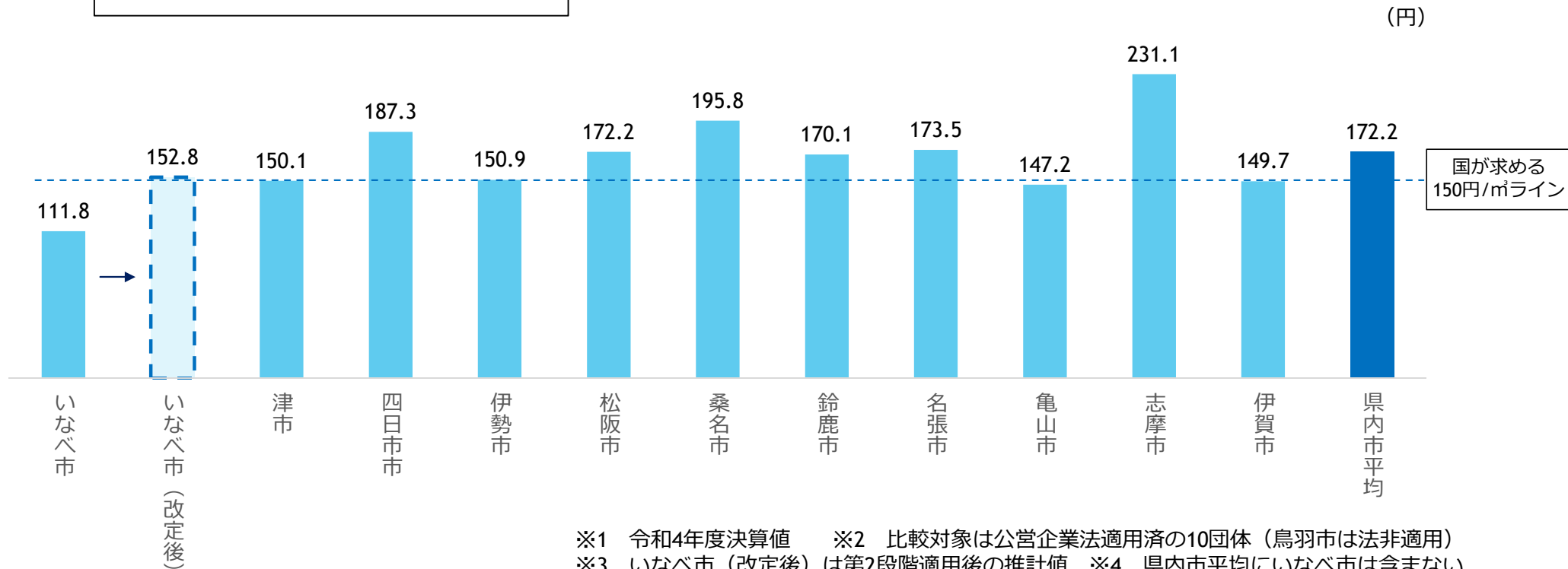
使用水量 (m <sup>3</sup> )	令和6年4月～(下水道1回目改定)					令和7年4月～(下水道2回目改定)				
	水道料金	下水道使用料	上下水道料計	前回との差額	前回比	水道料金	下水道使用料	上下水道料計	現行との差額	現行比
20	1,980	2,200	4,180	440	112%	1,980	2,420	4,400	660	118%
45	6,105	5,775	11,880	995	109%	6,105	6,545	12,650	1,770	116%
60	8,580	7,920	16,500	1,320	109%	8,580	9,020	17,600	2,420	116%
80	12,100	11,220	23,320	1,870	109%	12,100	12,760	24,860	3,410	116%
100	15,620	14,520	30,140	2,420	109%	15,620	16,500	32,120	4,400	116%
500	99,220	91,520	190,740	12,870	107%	99,220	106,700	205,920	28,050	116%
1,000	203,720	201,520	405,240	29,370	108%	203,720	233,200	436,920	61,050	116%
3,000	621,720	685,520	1,307,240	106,370	109%	621,720	783,200	1,404,920	204,050	117%

※使用水量・金額は、1期(2か月)分、消費税込み。

# 三重県内市の下水道使用料

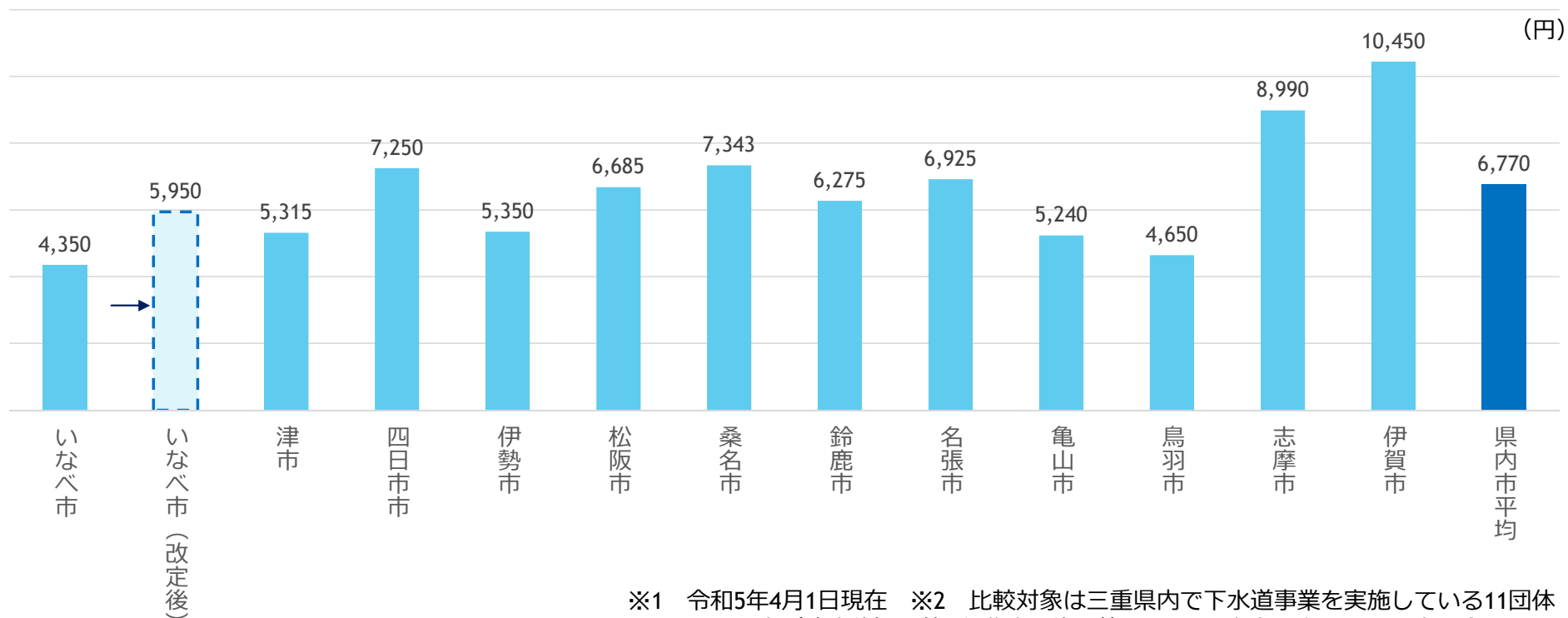
三重県内の市における使用料単価を比較すると、次のとおりとなりました。県内市平均では172.2円となりました。

$$\text{使用料単価} = \text{使用料収入} \div \text{年間有収水量}$$



# 三重県内市の下水道使用料

一世帯あたりの平均的な汚水量を45m<sup>3</sup>として三重県内市の下水道使用料を比較すると、次のとおりとなりました。県内市平均では6,770円となりました。



※1 令和5年4月1日現在 ※2 比較対象は三重県内で下水道事業を実施している11団体  
※3 いなべ市 (改定後) は第2段階適用後の値 ※4 県内市平均にいなべ市は含まない

<問合せ先>

〒511-0492

いなべ市北勢町阿下喜2633番地

いなべ市役所北勢庁舎

いなべ市水道部水道総務課

電話 0594-72-2752

FAX 0594-72-3592